

ダイワボウホールディングス株式会社

# 定 款

令和4年6月29日改正

# ダイワボウホールディングス株式会社定款

## 第1章 総 則

### 第1条（商 号）

当会社は、ダイワボウホールディングス株式会社と称し、英文では、Daiwabo Holdings Co., Ltd.と表示する。

### 第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 各種の繊維工業品の製造、加工および販売
- (2) 電子機器、電気機器、通信機器およびその関連機器の販売、賃貸、保守、補修ならびにその周辺消耗品等の販売、情報処理関連中古機器・中古部品の購入、修理、販売業務
- (3) 情報処理に関するシステムの開発および販売、情報処理サービスおよびデータ管理の受託ならびに電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (4) インターネット等の情報通信システムによる通信販売、電子商取引の仲介、電子商取引である店舗の経営および情報提供サービス
- (5) 各種機械・器具・装置の設計、製造、販売、設置、施工およびこれらの技術・情報の販売ならびに各種鋳造品・特殊鋼の製造、販売
- (6) 医薬部外品・医療機器・医療用品・健康器具の製造および販売
- (7) 合成樹脂およびその成型品ならびに化学工業品の製造、加工、販売
- (8) 生化学品および食品の製造、加工、販売
- (9) 土木・建築の設計、施工、監理、請負ならびに電気工事業、電気通信工事業
- (10) 観光宿泊施設・飲食店・ゴルフ場・スポーツ施設・駐車場・ガソリンスタンドなどの経営ならびに不動産の売買、賃貸借および管理
- (11) 有価証券の保有、運用、売買ならびに金銭の貸付、債権の売買、債務の保証・引受に関する業務
- (12) 集金・支払・計算事務代行業務
- (13) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (14) 労働者派遣事業、採用・人事・教育・庶務等に関する業務の受託、コンピューター関連の教育業務および経営コンサルティング業務
- (15) 各種印刷物・出版物の企画、編集、制作、発行および販売ならびにインターネットホームページの企画、制作
- (16) 倉庫業および貨物運送取扱事業、貨物軽自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業ならびに梱包荷役作業、梱包材料の販売
- (17) 前各号に付帯または関連する事業

### 第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を大阪市に置く。

### 第4条（機 関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、2億株とする。

### 第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

### 第9条（単元未満株式の買増請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

- 2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

### 第11条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株 主 総 会

### 第12条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

### 第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### 第14条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第18条（員 数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

### 第19条（任 期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

### 第20条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### 第21条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取

締役各若干名を選定することができる。

#### 第22条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### 第23条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### 第24条（取締役の責任限定）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第5章 監査役および監査役会

#### 第25条（員 数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

#### 第26条（任 期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

#### 第27条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第28条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。

#### 第29条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### 第30条（監査役の責任限定）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第6章 計 算

#### 第31条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

#### 第32条（期末配当および基準日）

当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

#### 第33条（中間配当および基準日）

当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

#### 第34条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

#### (付則)

1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）付則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本付則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

|     |              |              |              |              |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 改 正 | 昭和 26年11月27日 | 昭和 27年 1月 1日 | 昭和 30年12月23日 | 昭和 33年 6月23日 |
|     | 昭和 34年 6月22日 | 昭和 36年12月22日 | 昭和 38年12月23日 | 昭和 42年 6月22日 |
|     | 昭和 45年12月23日 | 昭和 46年 6月23日 | 昭和 48年 6月22日 | 昭和 49年12月23日 |
|     | 昭和 51年 7月23日 | 昭和 57年 7月21日 | 昭和 62年 7月23日 | 平成 3年 6月27日  |
|     | 平成 6年 6月29日  | 平成 10年 6月26日 | 平成 11年 6月29日 | 平成 12年 6月29日 |
|     | 平成 13年 6月28日 | 平成 14年 6月27日 | 平成 15年 6月27日 | 平成 16年 6月29日 |
|     | 平成 17年 6月29日 | 平成 18年 6月29日 | 平成 21年 6月26日 | 平成 21年 7月 1日 |
|     | 平成 22年 1月 6日 | 平成 22年 6月29日 | 平成 23年 6月29日 | 平成 29年 6月29日 |
|     | 平成 29年10月 1日 | 令和 3年 4月 1日  | 令和 4年 6月29日  |              |